

学校管理下で起きたけが等の治療に伴う医療費助成制度の利用制限について

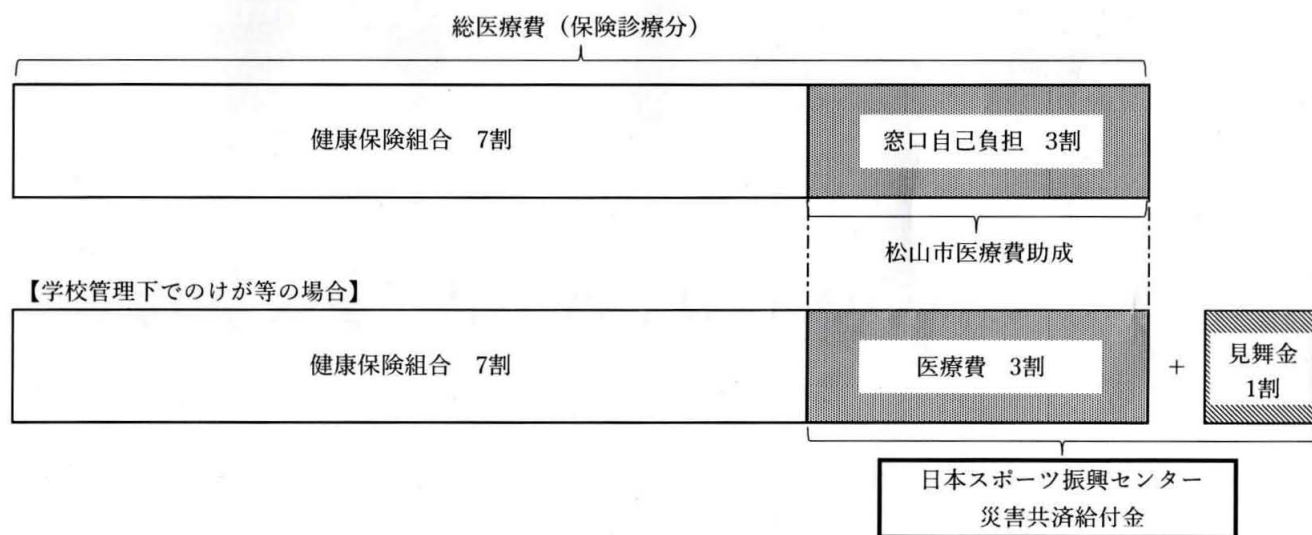
松山市では、子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成という医療助成制度があり、各医療機関の窓口で受給資格証を提示することで保険診療による自己負担が不要となっています。

ただし、学校管理下で起きたけが等の医療費については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が支給されるため、その場合は、松山市の条例により医療助成制度の対象外となります。

そのため、災害共済給付金の対象者は、病院で受診するときに、窓口で学校管理下でのけが等であることをお伝えいただいた上で、受給資格証を利用せず、窓口自己負担の支払いをお願いいたします。その後、学校を通じて日本スポーツ振興センターへ災害共済給付金を申請してください。

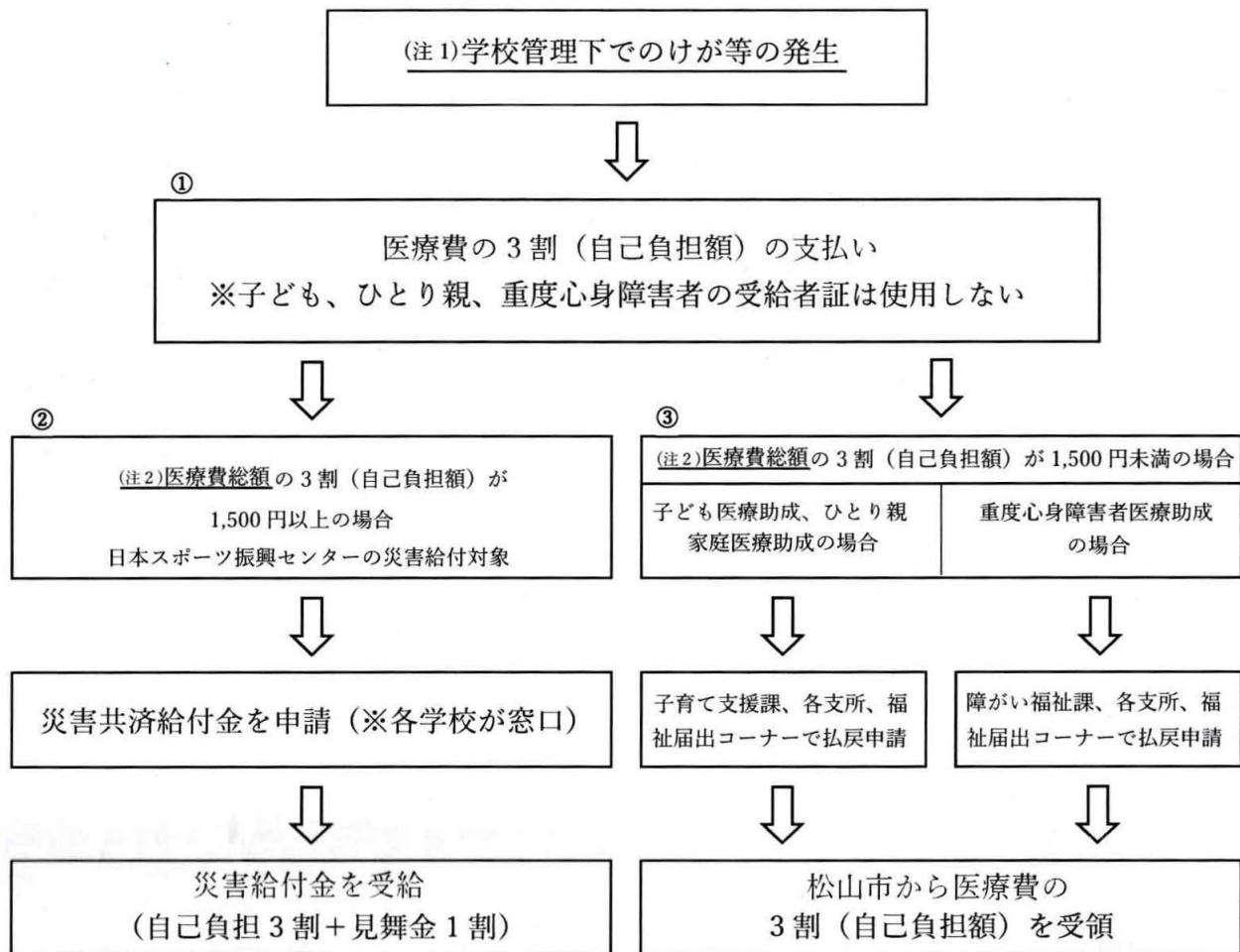
なお、初診から治ゆまでの病院での総医療点数が500点（3割分自己負担額1,500円）に満たない場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象にならないため、事後に松山市の各窓口にて払戻しの申請を行っていただくことで返還対応をさせていただきます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（医療費3割、見舞金1割）について



問い合わせ先 子育て支援課 医療助成担当 (089)948-6888
障がい福祉課 医療助成担当 (089)948-6936

学校管理下でのけが等の医療費の支払いについて



①学校管理下のけが等の場合、医療費総額の3割は一旦、自己負担となります。

（注1）学校管理下におけるけが等とは、その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち文部科学省令で定めたもの。

（例）登下校中のけが、部活動でのけが、学校内でのけが、熱中症等。

②③（注2）医療費総額の3割（自己負担額）が

- ・1,500円以上の場合…スポーツ振興センターの災害給付金から、医療費の3割（自己負担額）と、保険診療総額の1割分が見舞金として加算され給付されます。
- ・1,500円未満の場合…災害給付金の対象とならないため自己負担した医療費については松山市の各医療費助成制度から返還されます。払戻申請には点数等が記入された領収書(原本)が必要です。その他必要なものは子育て支援課・障がい福祉課までお問い合わせください。

※（注2）の医療費総額とは、学校管理下のけが等で初診から治ゆまでの医療費（薬代含む）のこと。